

公契約法・条例で 建設労働者の賃金保障を

公契約法とは、「入札及び契約の適正化法」及び「品質確保法」などの目的及び理念を、公共工事作業従事者による適正な施工を通じて実現し、社会的価値を生み出せる労働環境を求めようとするものです。しかし受注価格の下落により作業報酬や賃金は引き下げられ、私たちの暮らしは多くの困難に直面しています。

いまこそ適正な作業報酬等を確保する制度を確立し、良質な社会資本整備に寄与したいと考えます。

日本では、1950 年、労働基準法制定(1947 年)後、労働省(当時)が、「国等の契約における労働条項等に関する法律案要綱」を発表した経緯があります。

IL094 号条約を国内法化する画期的なものでしたが、制定までには至りませんでした。同条約も未だ日本政府は批准していません。

公共事業の真の発注者は、税金を負担している住民です。国および地方自治体には、住民から付託を受けた公共事業及び事業費が住民生活に役立つように使われ、高い品質が確保されなければなりません。そのための指導・監督が求められ、「発注者としての責務」です。

これらの達成には作業従事者の報酬や賃金、労働条件を下支えする制度、公契約法がなくてはなりません。「入札及び契約の適正化法」及び「品質確保法」の主旨が活かされデセントワークの社会づくりに役立つものです。



賃金を能力に相応しく現場労働者の手に

建設業の元請下請関係は幾重にもわたる『重層構造』です。そして施工の労働力は下位下請の労働者が担っています。ところが発注者（国など）と元請間の契約で計上される労務費額は、下位下請になるほど減額され、賃金は低下する一方です。

今では公共事業をめぐる価格競争が激しくなり、国土交通省自ら「建設産業全体の疲弊に繋がる事態」と警鐘を鳴らしています。公共事業の財源は税金です。公共の福祉や社会的資本の整備を確実に達成するためには、施工にあたる労働者の低賃金や劣悪な労働条件は許されるものではありません。元請契約で積算される労務費額が、施工能力や技能に相応しく現場の建設労働者、建築職人に支払われるべきです。



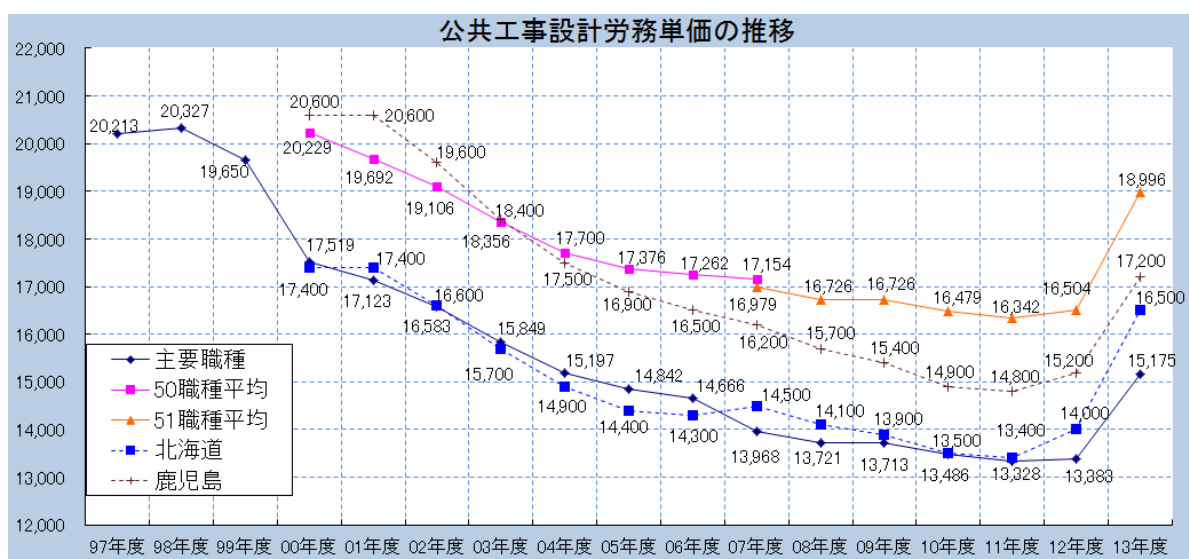
働く現場にルールを確立を

今日、公共事業に携わる建設労働者、建築職人の賃金水準は、必要な技能の継承と新技術の取得など高度化が必要なのに労働能力の維持と生活を支えることの困難な水準です。まさに建設現場に、働くルールの確立が急務であり受注企業の社会的責任、発注者としての社会的役割の発揮が求められています。

公共工事設計労務単価は現場の実賃金のみを参考とし地域社会の水準が考慮されていません。毎年 10 月の調査においても働く現場には建設業法令順守ガイドラインはおろか労働基準法など関連法制度が、未だに適用されずに放置されていることは明らかなです。

公契約法の制定が待たれています

私たち全建総連ではこのような実態の一刻も早い改善を求めています。そのために公契約法や公契約条例の制定を求める運動に取り組み、今ではこれらの制定を求める意見書が 880 議会（2013 年 4 月）で採択されています。



※公共工事設計労務単価の単純平均は 12・13 年度比較で 2,492 円上げられ、国交省通達（3 月 29 日）において設計労務単価は技能労働者の賃金と個人負担分の社会保険費としています。しかし、重層下請構造下では、国交省や日建連・全建が会員企業に要請していても、引き上がった分は、下請け業者の管理費等に回ってしまい、技能労働者の賃金引き上げや個人負担分の社会保険費として渡るのが難しいため、公契約法・条例が求められています。

公契約 Q&A

Q 公共工事費が安価ならば良いではありませんか？

確かに言われるような側面をもってはいますが、公共工事が「公的資金(税金)」を財源として、公共の福祉や社会的資本の整備を目的としていることから、工事に従事する建設労働者、建築職人の低賃金や劣悪な労働条件は許されません。ところが、積算を地域の調査価格である「公共工事設計労務単価(基準額)」に基づいて行っているものの今日の低価格入札は賃金や安全経費の引き下げにつながっているのが常態です。今求められているのは、技術や技能に見合った適正な賃金を確保し、公正な競争条件を確立させることです。

Q 公契約法ができると建設業者間の競争が阻害されませんか？

それは全く逆です。工事費用は労務費、材料費、現場経費、一般管理費で構成されるのに、入札は「総価方式」です。実際の工事では、労務費と下請経費にしわ寄せされ、ダンピング競争が助長される悪循環です。公契約法では労賃・福利厚生費用などの基準が明確になり、「値引き幅」は小さくなりますが、過度な競争の是正が期待でき、地場中小と大手とのすみ分けを促し、地域防災などに貢献する地元業者に優先発注する仕組みや下請価格の明示・施工体制の透明化と労働福祉を徹底する業者への優遇措置など、政策的な誘導を盛り込むことにも道を開きます。

Q 公契約法によって従事者の賃金・労働条件が下がりにませんか？

公契約法は公共工事の現場で働く労働者の賃金や労働条件を規定し、その条件以下で働かせてはならないとするものです。指名停止や入札参加の排除など罰則規定も含めたものとして強力な行政指導が可能なものとなります。規定する「賃金額」をどうするかについては議論のあるところですが、現在最も有力なのが設計労務単価(基準額)です。もちろん、「標準賃金」や「技能標準」、「標準生計費基準」など様々な研究はありますが、誰でも最低限の水準として合意できます。

Q 公契約法がなくとも賃金や労働条件は改善できると思いますが？

建設現場では、低賃金・低価格が常態化し、建設労働者の賃金が砂利やセメントなど建設資材と同じように扱われ、引き下げられています。

大手ゼネコン・住販メーカーの賃金・労働条件に対する考え方は、「競争原理による」というもので、企業の利潤、利益の確保のために建設労働者の暮らしを犠牲にしています。この現実の打開が急務です。

私たちが求めている公契約法により、支払賃金の下限額が定められ、不適切な競争にさらされなくなります。





全国建設労働組合総連合(全建総連)

169-8650 東京都新宿区高田馬場 2 - 7 - 1 5

電話 03-3200-6221 Fax 03-3209-0538